

月刊 労運研レポート No. 20

2016年2月10日号

・ 卷頭言

- | | | |
|-------------------------|------|-----|
| 2016年日本経団連「経営委報告」について | 中岡基明 | 2P |
| ・ 16春闘の課題は、非正規労働者の賃金引上げ | 伊藤彰信 | 4P |
| ・ 2016年政府予算の概要と問題点 | 千葉雄也 | 8P |
| ・ 宜野湾市長選挙と沖縄の状況 | 福元勇司 | 10P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

巻頭言

2016年日本経団連「経労委報告」について

中岡基明(共同代表)

1) 1月19日、経団連は「人口減少下での経済の好循環と企業の持続的成長の実現」と題する経営労働政策特別委員会報告を発表し、16春闘に臨む経営側の姿勢を表明したものである。

その骨子は ①日本社会は少子高齢化によって生産年齢人口が不足し、人口減少は国家的危機であるとの認識を示し、②少子化対策を政府に求めるとともに、当面、女性・高齢者・外国人労働者の活躍(活用)が必要とし、③そのため政府には雇用労働政策の規制緩和とともに、法定福利費など社会保険料負担の引き下げに一層の努力を求めている。④そして16春闘交渉にあたっては総額人件費抑制、適切な管理を求め、政府からの賃上げ要請には「年収ベース全体で賃金引き上げ」を考えるべきあり、中小企業労組など格差是正の為の要求については「大手企業と同等あるいはそれ以上の支払い能力を有する中小企業は少数にとどまる」として支払い能力に基づかない要求は建設的な労使協議の妨げになるばかりか、自社の労使関係に悪影響を与えると威圧的な姿勢を示している。

2) 雇用労働政策について長時間労働が拡大し過労死を多発させている現状に関して働き過ぎ防止に寄与するとしながらも、「労働時間と成果とが必ずしも比例しない仕事が増加しているとして、現行の労働時間規制に変わる新たな仕組みが求められる」と現在国会に提出されている

労働基準法改悪案の早期成立を求めている。また、裁量労働制やフレックスタイムの拡大適用などに期待を表明するのである。そして昨年強行された労働者派遣法改悪について派遣労働の有効な活用を促す一方、「労働契約申し込みみなし制度」に不用意な適用を回避するよう経営者に注意を与えるのである。一方、労働者には「長時間労働を前提とする働き方からの脱却」、「メリハリのきいた就労」など仕事を効率よく遂行しようとの意識・働き方改革が必要として労働者に責任を転嫁している。

昨年(2015年度)経労委報告から「健康経営」という言葉が使われている。過労死防止法が制定される等、労働者の長時間労働を要因とした労災やメンタルな疾患の拡大に対して生産性の維持・向上、安全配慮義務違反などのリスク管理として急浮上したものである。健康経営の目的とは「従業員一人一人が健康でいきいきと働いてイノベーションを創出できる職場環境を整備し、労働生産性の向上を目指す」とされている。ところが、指定されている長時間労働の蔓延やメンタル疾患など、荒廃した職場環境を招いた原因についての総括はなく、もっぱら、安全配慮義務違反に対するリスク管理と、労働生産性の低下への予防処置としてことさらに労働者の「健康」が問題とされているのである。まるで中世の奴隷労働が「殺さぬほどに最大に労働力を搾り取る」という労

働者観である。本来、労働とは健康で安全に働くことが前提である。「仕事は体調が万全な状態で行う」という意識を高め『就業モラル』の向上として労働者の自己責任を強要することは許されない。「健康経営」とは一切が企業経営者の責任であるのである。

3) 非正規労働者の処遇改善については、労働力人口の減少、短期的には人手不足対応として労契法 18 条や政府からの要請に正社員への登用を奨励し不本意非正規労働の減少を進めるとしている。歓迎することであるが、その際、限定正社員制度等の活用を促している。その場合には基準や選出手続きなどの明確化が不可欠とし、ハードルを設けることを奨励している。今後は正社員の間においても様々に労働条件の異なる正社員が拡大していくことになる。

そして非正規労働者の低賃金については賃金引き上げの努力を行ってきたことを披瀝しながらも、賃金は労働市場の需給関係によるとし、正規・非正規で区分することなく総額人件費管理の下で考えなければならないとしている。正社員と非正規労働者の格差については EU 諸国と違い、「正規雇用労働者に対しては長期雇用と社内育成を前提とした職務給であるのに対して非正規労働者は正規労働者と求められる役割や責任の違い」があり、また自ら多様な働き方を選択している」として一律な均等待遇はなじまないとしているのである。全労働者のうち非正規労働者が 40% になり、ワーキングプアと呼ばれてダブルワーク。トリプルワークを強いられる労働者の拡大や、子供の貧困の解決が大きな社会問題となっている現状に、経団連は背を向けていると批判されるものである。

また、最低賃金については三年連続して 2% 超の引き上げが実現しているとし、政府の言う毎年 3% 程度引き上げについては企業の支払能力と付加価値の増加に伴う必要があるとして、政府を牽制しながら更なる援助を要求しているのである。2010 年、雇用戦略対話において最低賃金を「できるだけ早い時期に全国最低 800 円とし、2020 年までに全国平均 1000 円の実現をめざす」という政労使合意に経団連は答える責務があるのである。貧困と格差の拡大、子どもの貧困の連鎖に企業経営者、特に経団連など大企業経営者は社会的責任があるのである。

4) 経団連は 16 春闘に対する経営側の基本スタンスを「総額人件費管理の下」に、収益が拡大した企業は「年収ベースの賃金引き上げ」がベターであるとし、諸手当や福利厚生面での充実など総合的な処遇改善を提言している。意欲と能力を持っている非正規労働者には労務構成などの人材戦略を踏まえ時給引き上げや正社員化も容認するのである。

一方、中小企業労働者の賃上げについては、大手企業との「格差是正」や「底上げ・底支え」などには大企業と同等の支払能力が必要であると牽制している。大企業経営者団体の傲慢さを隠そうともしない。連合の中小組合要求には納得感がなく、建設的な労使交渉・協議に妨げになり、労使関係に悪影響を与えると恫喝まがいに切って捨てている。大企業の巨大な利益は源泉が中小企業・下請け企業イジメにあることは誰の目にも明らかなのである。

5) 榊原定征氏が経団連会長に就任して以降、安倍政権との関係を強めてきた。労働法制の更なる規制緩和を要求し、賃上げの見返りには法人税の引き下げを要求

している。そして戦争法（安全保障関連法）の強行採決や原発再稼働などを積極的に支持表明を行ってきた。労働者市民の反対を圧殺する安倍首相の独善的な政治手法にも賛辞を示している。そればかりか原発や武器輸出を成長戦略の柱に据えることを要求している。

6) 16 春闘は日本社会の大きな転換（戦争と貧困・格差）の中で闘われている。労働者・市民は平和な社会の下で、「健康で

人間らしい暮らしと労働」を取り戻すことができるのか大きな曲がり角に直面している。

経営側の総額人件費抑制攻撃や雇用形態の違い・成果主義による労働者の差別分断、労働法制の改悪攻撃との闘いである。改めて正規－非正規、民間－公務労働者がスト権を背景に共同の闘いによって勝利することに求められるのである。

16 春闘の課題は、非正規労働者の賃金引き上げ

伊藤 彰信（共同代表）

1月25日、26日に経団連の「労使フォーラム」が開かれ、16春闘の火ぶたが切られた。29日の連合と経団連のトップ会談で、経団連の榊原会長が「収益が拡大した企業に昨年を上回る年収ベースの賃上げを呼びかけている」と述べたのに対して、連合の神津会長は「月例賃金の引き上げこそが重要」と主張した。

果たして、労使がともに主張しているような、「デフレからの脱却」「経済の好循環」を実現し、個人消費の拡大に結びつく賃金引き上げが行われるのだろうか。

すでに焦点は、中小・非正規労働者の賃上げに

連合の賃上げ要求水準は、昨年が「2%以上」なのに対して、今年が「2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度」である。中小共闘では、賃上げ水準目標（6,000円）とし、賃金カーブ維持分（4,500円）を含めて10,500円以上を目安に賃金引き上げを求めている。

一方、全労連などの国民春闘共闘は、月額2万円以上、時間給150円以上を要求することを決めた。月額2万円以上の根拠について「実質賃金低下」分を1万円、「底上げ要求」分を1万円としている。時間給については、「実質賃金低下」分を5

0円、「底上げ要求」分を1000円としている。

産別の要求をみると、自動車総連、電機連合は賃上げ3,000円要求を決めた。昨年の6,000円要求の半額である。JAM、フード連合は、中小共闘の方針と同様の10,500円である。このように見えてくると、大企業の賃上げは3,000円の攻防であり、春闘の焦点は、中小企業や非正規労働者の賃上げがどの程度実現するのか、どこまで広がりを見せるのかである。まさに、連合のいう「底上げ・底支え」「格差是正」が焦点になってきた。

要求の次元から非正規労働者を差別することは許されない

非正規労働者の賃上げについて、連合は、誰もが時給1,000円、時給1,000円超えの場合は37円の引き上げを目安に要求するとしている。37円の根拠は、ベースアップ要求の6,000円を賃金構造基本統計調査の月間所定内労働時間の全国平均163時間で除した数字である。連合の労働時間短縮の目標は年間1,800時間なので、月間150時間労働である。連合は、非正規労働者の「昇給ルールを導入・明確化」を重点項目に掲げているのだから、6,000円ではなく定期昇給分4,500円を加えた10,500円から時間給を導くべきではないだろうか。また、連合は実総労働時間1,800時間をめざしているのだから、163時間で除すのではなく150時間で除すべきではないだろうか。連合の要求に沿っても、非正規労働者の時給引き上げは70円となる。要求の立て方で、すでに非正規労働者を差別した考え方になっている。安倍首相も「同一労働同一賃金」という時代である。正規労働者と非正規労働者の賃金格差をなくすのなら、非正規労働者の賃上げ要求に「格差是正分」を上

乗せすることも必要だろう。

国民春闘共闘は、誰でも時間給1,000円、日給8,000円以上、月額17万円以上と言っているの、月間170時間労働を前提にしていると思われる。

月間所定内労働時間をどう見るかは、諸説あり、経団連など使用者側は、365日を7日で除し、40時間に乗じて年間2,085時間をはじき出して、それを12カ月で除した173.8時間を主張する。非正規労働者から見れば、使用者側の主張の方が実態に近いかもしれない。いや、それ以上の長時間労働を強いられている場合が多い。

その実態をどう変えていくのか。「同一労働同一賃金」というとき、同じ仕事をしている正規労働者の所定労働時間の時間給と非正規労働者の時間給との関係を見ることが重要である。私たちは、非正規労働者は時間給で、正規労働者は月給で考える習慣が身についてしまっていて、年収についてはまた別の視点で考えてしまう。このことを克服しないと、非正規労働者と正規労働者が連帯して、一体となつてたたかえる要求づくりもできない。

産業別最賃、企業内最賃の引き上げを

産業別最低賃金、企業内最低賃金の要求をしているが、日本の企業別労働組合においては、これら要求が企業内正社員の初任給要求にすり替わってしまっている実情がある。連合は、企業内最賃の項目で、「すべての賃金の基礎である初任給について社会水準を確保する」として、18歳高卒初任給の参考目標値168,800円（2014年賃金構造基本統計調査の高卒初任給は158,800円）を設定

している。

産業別最賃とは、その産業で働く主たる職種の労働者の最低賃金であるべきである。また、企業内最賃とは、雇用形態の違いのある直接雇用労働者だけでなく、下請労働者、派遣労働者を含めて、その企業で働くすべての労働者に適用される最低賃金であるべきである。

もう一度、産業別最低賃金、企業内最低賃金の適用者がどうなっているのか、同

一労働同一賃金が実現しているのか、非正規労働者が差別されていないか、チェックする必要がある。自分より低賃金で雇用が不安定な労働者が存在することが、自らの賃金と雇用の安定にとって必要だと考えて、非正規労働者の増大を容認してきた日本の労働運動は、大企業の利益を許し、先進国で賃金上昇がほとんどないという珍しい社会をつくり、デフレを招いてきた。気が付いてみれば、自分の子どもたちは、非正規労働者としてしか就職できず、定年後の自分は賃金が大幅ダウンした嘱託雇用の仕事しかないという状況をつくってしまった。

非正規労働者の賃上げは、既存労働組合の課題ではないと思われがちだが、今や組合員の子どもの問題であり、自分の老後の問題になっている。

いまずぐ最低時給を1,000円に

安倍首相は、地域最低賃金を毎年3%引き上げ、全国平均1,000円にしている。2015年の地域最低賃金の全国平均は798円であるから、毎年3%引き上げるとすると、2016年は24円の引き上げとなり、1,000円に到達するのは2023年になる。2010年の政労使会議の合意である「2020年までに全国平均1,000円を目指す」

ことも実現できないのである。安倍の「3%引き上げ」のまやかしを徹底批判しなければならない。地域最低賃金については、「いくら引き上げるか」ではなく、「いくらにすべきか」という議論をする必要がある。

連合総研の調査によれば、派遣など非正規労働者が主な稼ぎ手の世帯のうち、2割程度が生活苦のため、食事の回数を減らしている。非正規労働者が労働者に占める割合は4割に達し、約2,000万人である。厚生労働省の調査によると非正規労働者の約5割近くが、自分の収入で主たる生計を立てている労働者である。その2割である約200万人近い労働者が、食事もままならない生活をしているのである。「時給をいまずぐ1,000円に」という要求は、一刻の猶予もなく実現しなければならない課題である。

幸い、連合も国民春闘共闘も全労協も「誰でもどこでも時給1,000円に」は共通している。韓国では「最賃を1万ウォン(約1,000円)に引き上げろ」という要求を掲げてゼネストをたたかっているが、日本でも、ナショナルセンターが共闘して、全労働者のたたかいによって最低時給を引き上げることが最重要の課題である。

「月例賃金」は「ベースアップ」と異なるもの

最低時給の引き上げ、非正規労働者の賃金引き上げは、まさに全労働者の課題である。その引き上げは、「ベースアップ」に直結するからである。「ベース」とは「ベーシック・ウェイジ」すなわち「基本給」のことであり、「ベースアップ」とは「基本給の引き上げ」のことであるが、最近では「所定内賃金の引き上げ」を指すようになってしまった傾向がある。

連合の方針は「雇用労働者の所得を2%程度引き上げることが必要である」との観点から「賃上げ要求水準は2%程度を基準」とし、「月例賃金にこだわる」としている。連合の方針には「ベースアップ」という言葉はどこにもない。連合は「月例賃金とは、基本給や職能給からなる基準内賃金に、残業手当などで構成する基準外賃金を加えたもの」と説明して

いる。世間では、「月例賃金」について、基本給に役職手当、技能・資格手当、家族手当、通勤手当などを加えた「毎月決まって支給される賃金」と説明しているところもあり、「所定内賃金」と同義で使われている場合が少なくない。

マスコミは、「2%のベア要求」などと報道し、「月例賃金の引き上げ」のことを「ベースアップ」と誤解されるような表現をしているが、少なくとも、連合のいう

「月例賃金」は、基準外賃金（時間外・休日労働手当、深夜労働手当など）を含む概念であることを説明すべきである。

連合の「月例賃金」という言葉に惑わされずに、賃上げ闘争は、「ベースアップ」すなわち「基本給の引き上げ」こだわるべきである。そのことが、非正規労働者の賃金闘争と連帯できる基礎（ベース）になるのである。

非正規労働者の賃金差別をなくそう

厚生労働省の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、企業が非正規労働者を雇う理由として一番多かったのが「賃金節約」で38.8%だった。

そもそも、主たる生計者である日雇労働者の賃金が高いのは当たり前だった。一時金もない、退職金もない、社会保険の掛け金などがいないのだから、その分を自己責任でカバーするため、正規労働者より時間当たりの賃金が高いことは当然であった。ところが企業は、非正規労働者は主たる生計者でないという前提で、一時金もない、退職金もない、社会保険の掛け金などを払わなくて済む非正規労働者の雇用を拡大してきたのである。賃金を切り下げるとともに、「安ければ安いほど良い」とするデフレ社会をつくってきた。そして安全に関わる経費や教育訓練費も切

り捨ててきたことが、スキーツアーバス事故の原因のひとつでもある。

いま、働く者は、奴隷のような労働を甘受するのではなく、働くことに誇りと尊厳をもてるように、立ち上がらなければならない。非正規労働者が声を上げることができるようになっていかなければならない。

日本経団連の「経営労務政策特別委員会報告」（2016年版）によると、「所定内給与を100とした場合の総額人件費は167.5まで高まる」書かれている。逆に読むと、非正規労働者の人件費が賃金の1.675倍になっていなければ、何らかの非正規労働者差別が存在するということになる。「同一労働同一賃金」の概念を支払賃金ではなく人件費の面から捉え、差別を撤廃していく必要がある。

最低賃金大幅引き上げキャンペーンを応援しよう

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が発足した。非正規労働者の最低時給引き上げるため、「いますぐ1,000円、めざすは1,500円」をスローガンに全国的にキャンペーンを展開することにしている。非正規労働者が自ら立ち上がり、労働組合に結集してこのたたかい

を担っていくことが主眼であるが、正規労働者も自らの賃金を再度見つめなおし、非正規労働者と連帯する賃金要求を掲げてたたかうことこそ16春闘の重要な課題である。公務労働の現場でも非正規労働者が増大している。公契約条例の最低価格設定についても、地域、職種の賃金水

準は重要である。地域最賃の引き上げの
いまこそ、非正規労働者の最低時給引
き上げのたたかいを、民間労働者、公務労
働者も一体となってたたかうように組織
し、労働組合の力によって未組織労働者

影響を受ける労働者は拡大している。
に波及する労働運動を、労働協約の適用
範囲を組合員以外にも拡大する労働運動
をつくるときである。

2016年政府予算の概要と問題点

千葉 雄也(事務局)

政府は、昨年12月24日、2016年度予算(案)を閣議決定した。予算総額は96兆7218億円となっており、15年度予算より3000億円、約0.3%の増額となっている。補正予算による抜け道を加えられれば財政規模はさらに膨らむと考えられる。

財務省は、単年度の公債依存度の減をもって「経済再生と財政健全化の両立する予算」と自賛するが、借金の積み上げは千兆円を超し、世界でも最悪の水準にあることに変わりはない。金利が上がれば利払いが急騰する。そのつけは消費増税として庶民に転嫁される。

予算を見ると、その国の直面する財政。経済状況や政府が進めようとする戦略的課題を見ることができると云われる。16予算は、「選挙目当て」と積極「平和」主義予算との指摘が多い。

財源(歳入)は、国債、消費税頼み、

歳入では、公債金が34兆4320億円見込まれており、前年よりも2兆4000億円減少し、公債依存度は35.6%となっている。公債依存度は、昨年が38.3%、1昨年が43%であったから、改善されていると政府は自慢しているが、増えることに変わりはなく、16年度末には国と地方の借金は1062兆円に増え、対GDP比で見れば200%となり、世界でも最悪の水準となる。

長期金利が1%を切る低水準が3年以上も続いているが、その背景には日本銀行の異次元緩和による国債の大量買入れがある。年80兆円規模の国債買入れが財政危機の表面化を回避しているが、これをいつまでも続けるわけにはいかない。欧米の主要格付け3社もこの1年で相次いで日本国債の格下げを行った。16年の世界経済が急減速、年頭より円高、株安と波乱含みであることを考慮に入れると、税

収の伸びが予想通り達成できるか、金利が上昇すればどうなるのか、そう安心できる状況ではない。極めて厳しい見方をしている経済学者もいる。

政府は16年度に消費税収入を17.2兆円程度見込んでいる。法人税収入の約1.4倍である。高収益を稼ぐ大企業には法人実行税率を32.11%から29.97%まで前倒し引き下げる。1991年と2016年の法人税収入は16.6兆円から4.4兆円減収し、所得税収入は26.7兆円から6.7兆円減少する一方、消費税収入は5.0兆円から17.2兆円へと12.2兆円もの大幅増加である。世界でもまれでいびつな消費税基幹税化が進行している。富の再分配、景気調整機能という「税の役割」は形骸化し、租税特別措置法によって、特別償却や税金免除の税額控除、等々の減税措置などによって、大企業、とくに多国籍資本優遇の税制度に転じている。

■歳入総額における、各税収の占める比重額は、所得税18.6% (17兆9750億円)、

法人税12.6%（12兆2330億円）消費税17.8%（17兆1850億円）等となっており、消費税の占める比重が高まってきている。

■歳出で国債費23兆6121億円が計上されているが、そのうち利払費9兆8961億円が含まれており、債務償還費は13兆7161億円である。

■予算規模＝歳出が0.3%増加しているのに国債費発行を減らすことができたのは、税金の伸びを期待しているからである。16年度税収を57兆6040億円、昨年よりも2兆790億円の増収を見込んでいる。景気回復による所得税増税などを見込んでいるのであるが、ようするに今後の景気頼みであるともいえよう。

積極的「平和主義」推進の予算

歳出面の特徴は、第一に昨年強行可決された戦争法の流れのなかでの「積極的平和主義」推進予算となっていることである。歳出総額が昨年より3000億円強の増額（.3%）という抑制的であるのに対して、防衛関係費は、5兆541億円と昨年比740億円の増（1.5%）となっている。軍事費と並ぶもう一つの柱である非軍事海外援助である「積極的平和主義」の経済協力費は5161億円で、昨年比97億円（1.9%）増と17年ぶりに増加に転じている。防衛省が軍事費増やすなら外務省は経済協力費を増やして、ともに積極的平和主義に基づく国際戦略を強化しよ

うということだ。

防衛費は、安倍第二次政権が誕生した13年以來急速に増えている。15年度予算では4兆980億円と過去最高であったが、16年度予算ではさらに上積みされて初めて5兆円を超えた。大きく増えているのは、中期防衛計画に関連した装備関連費の歳386億円、米軍再編関係費等の354億円である。なお、15年度末の補正予算でも防衛費が1966億円組まれている。実質的には、15年度予算も5兆円を超えることになる。16年度も同じような拡大が予想される。

■防衛費の内訳を紹介することにする。

- ① 主要な装備としては、「周辺海空域における安全確保」イージス・システム搭載護衛艦（1隻1734億円）の造、哨戒ヘリSH-60K（17機1026億円）、潜水艦の建造（そうりゅう型1隻636億円）。これは新たな武器輸出三原則によって可能とした武器輸出の目玉商品でもあって、いまオーストラリアに売り込もうとしてフランスと争っているものである）、新早期警戒機E-2D（1機260億円）、対空型無人機グローバルホーク（3機分146億円）、哨戒ヘリコプターの開発（244億）。「島嶼部に対する攻撃への対応」として、ティトル・ローター機V-22（オスプレイのこと。4機447億円）、機動戦闘車（36両252億円、島嶼部での戦闘では迅速に運べる機動戦闘車が浮上している）、水陸両用車AAV7（11輛78億円）、戦闘機F-35A）6機1084億円）、救難ヘリコプターIUH-60J（八機350億円）、空中給油機。輸送機KC-46A（1機分の機体構成品等231億円）、以下「周辺海空域における安全確保」で挙げられたものが再掲されている。そして、南西警備部隊の配置（195億）、水陸両用作戦関連部隊等の整備（106億円）、陸上部隊（仮称）の新編に向けた準備（92億円）、与那国島の沿岸監視部隊に関連する施設の設備（55億円）、海上作戦センターの整備（189億）、可変深度ソーナーシステムの開発（85億円）などが続く。
- ② 「弾道ミサイル攻撃等への対応」としては、イージス・システム搭載護衛艦の能力向上（2隻77億円）、PAC-3ミサイルの再保証（65億円）、新多用途ヘリコプターの共同開発（129億円）。
- ③ 「米軍再編、基地対策の推進」としては、「米軍再編等関連経費」が、在沖米海兵隊のグアム移転、普天間飛行場の移設、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等を推進することを目的とした地元の負担軽減に資する措置として1766億円、SACO関係経費として280億円。「基地対策等関連経費」が、基地周辺対策経費1192億円、いわゆる「思いやり予算」と呼ばれる在日米軍駐留経費負担（在日米軍従業員の給与や隊舎の整備等）1920億円、施設借料、補償経費1297億円等となっている。

一億総活躍社会予算=社会保障費の実質削減

2016年度予算のもう一つの柱は、アベノミクス第2ステージ、新3本の矢の打ち上げにともなう「一億総活躍社会」予算である。GDP600兆円が夢物語であるのは誰もが一致するところであるが、出生率1・8%、介護離職ゼロなどの目標（矢でなく的だともいわれてい）も全く実現の可能性はない。

- ① 社会保障関連経費は、4412億円（1.4%）の伸びにとどまっている。高齢化の進行にともなう年金や医療費等の自然増や少子化傾向に手を打つための子育て支援、若者支援など喫緊の課題があるにもかかわらず、抑制するという基本的スタンスのもとに組み立てられていることである。
- ② 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」関連予算としては、低所得の一人親家庭。多子世帯の保育料負担軽減、低所得世帯の幼児教育無償化の拡大などわずかの改善は見られるものの、保育士不足に対応する待遇改善（1.9%の給与水準の引き上げ）として、177億円見込んでいるが、もともと一般労働者の賃金に比して10万円前後低いと言われる現状を大きく変えるものではない。同様に、介護に関しても介護施設・在宅サービスの整備等に対する422億円（昨年と同額）支出しているが、箱モノの整備に金をかけても人材が低賃金、劣悪な労働条件故に集まらない状況を放置して改善は期待できない。
- ③ 仕事と介護の両立支援として、給付水準の引き上げのために22億円組み立てられているが効果を上げることができるだろうか。さらに、いま社会問題となっている奨学金問題に対応して、無利子奨学金を新規貸与枠6000人増、37億円

組んでいるがこれも焼け石に水の感がある。文教費では、少子化にともなう教員の「自然減」を超えて教員が削減されている。

- ④ 15年度補正予算では、低所得年金受給者向け給付金（対象者1250万人）を、参議院選挙前に一人当たり3万円配るといいうわくつきの、まじめな社会保障制度改革には程遠い予算案が提案されている。公共事業優先の政策は変わらず、「人かコンクリートか」の論争は依然として終わってはいない。
- ⑤ 公共事業費は昨年ほぼ同額の5兆9737億円を組んでいる。民主党政権とは異なっていて安倍政権になって4年間、これまで公共事業費は拡大（今年は昨年並みだが高止まりということだ）してきた。老朽化した橋梁の修繕や架け替え等の社会的インフラの整備など必要不可欠なものは仕方ないが、新幹線網の拡充755億円、三大都市圏の環状道路整備筆3170億円など景気刺激策と業界に対するサービスが目立つ。
- ⑥ また、TPPが加にともなう農林業対策として、農地集約を進める農地バンクの運営費に81億円、土地改良3820億円、水田の転作助成3078億円も目を引く。

以上、2016年度予算を見てきたが、戦争法の成立を受けた積極的平和主義戦略促進、参議院選挙を控えての企業の要望に擦り寄った政治姿勢、そして極めつけの参議院選挙直前に配られるという低所得年金者への3万円給付、ようするに税金を使った公然たる買収等、夏の参議院選挙を意識した安倍政権・自公政権の悪の側面が浮き出た予算編成となっている。

宜野湾市長選挙と沖縄の状況

沖縄県高教組執行委員長 福元 勇司

選挙結果

2016年1月24日、宜野湾市長選挙の投開票が行われました。結果は、保革を超えて民意の実現を目指す「オール沖縄」が推薦する志村 恵一郎候補が21,811票を獲得しま

したが、政府・与党が推す現市長の佐喜眞 淳候補の 27,668 票（票差 5,857 票、投票率 68,72%）におよびませんでした。

安倍首相の応援演説

宜野湾市長選挙を 2 日後に控えた 1 月 22 日、安倍首相は衆参両院で施政方針演説を行いました。その中で米軍基地問題に触れ、普天間飛行場全面返還の日米合意から 20 年になることを踏まえ「もはや先送りは許されない」と力を込め、更に「沖縄の皆さんと対話を重ね、理解を得る努力を粘り強く続けながら、明日の沖縄を共に切り開いていく」と、国政の場から佐喜眞候補への応援と、全国民向けのアピールを行いました。

地元紙の社説には、「『皆さん』の中に翁長知事や稲嶺名護市長、新基地建設に反対する県民は含まれているのだろうか。対話を閉ざし、工事を強行しながら『明日の沖縄』がむなしく響く」とありました。

相手陣営の争点隠しと事実の曲解

「辺野古新基地建設問題」で沖縄と政府が真っ向から対峙している最中にあった宜野湾市長選挙は、オール沖縄対政府の代理戦争に例えるメディアもありました。

両候補の違いを明確にするためには、「普天間基地の閉鎖・返還」を政府に対して「無条件」で求めるのか「辺野古移設を前提」とするのかを最大争点にすべきでした。

志村候補は、「普天間基地の無条件閉鎖・返還、辺野古移設 NO」を当初からはっきりと訴えました。これは、13 年の「建白書」、14 年の名護市長選挙や県知事選挙、国政選挙で示されてきた民意を踏まえたものでした。

一方、佐喜眞候補は、1 期目は「普天間の県外移設」を公約して当選しましたが、今回は「普天間の固定化を避ける」ことのみを訴え、「辺野古移設」については、「国が決める事」として選挙期間中自らの考えを明かしませんでした。

政府によるこれまでの「辺野古強硬」には、県民ばかりか国民の多くが賛同していませんでした。政府としてはこの選挙に勝って、国民世論を「辺野古移設容認」へもっていきたいところです。だからこそ佐喜眞陣営（政府）は、「辺野古移設」の是非には決して触れないという「争点隠し」を選挙期間中貫きました。そして当選後にメディアを通して「辺野古移設」を発信していくというシナリオが準備されていました。

前回「普天間の県外移設」を公約して選出された島尻沖縄担当大臣は「普天間の危険性除去と全面返還を求める声が、辺野古移設反対の声に勝った」と発言しました。また、菅官房長官は「オール沖縄という形で沖縄の人が全て移設反対のようだったが、実態とかけ離れている。」と批判しました。

宜野湾市民の意思と全国世論

共同通信社が 1 月末に行った全国世論調査では、政府による普天間基地の辺野古移設方針を「支持する」は約 48%で、「支持しない」43%を初めて上回りました。

複数のメディアが合同で実施した投票日の出口調査では、辺野古移設「反対」が 56.0%で「賛成」の 33.2%を大きく上回りました。更に、政府の辺野古移設方針を「支持しない」も 54.9%と「支持する」の 33.8%を上回りました。市民の意思は明確に「辺野古移設反対」だった事は明らかです。しかし、「移設反対」を公約した候補が負けた事から民意を曲解した大臣らの発言がメディアを通して全国世論に影響したことは明らかです。

沖縄県と政府との裁判闘争

2015年10月13日、沖縄県の翁長知事は前知事による「辺野古埋立て承認」について「承認の取り消し」を表明しました。それ以降、県と国との間では3つの訴訟（16年2月3日現在）が争われています。

(1) 11/17 国が県を高裁に提訴（知事に代わり埋立てを「代執行」）

(2) 12/25 県が国を地裁に提訴（「承認取り消し」を「効力停止」とした国は無効）

(3) 2/1 県が国を高裁に提訴（「承認取り消し」を「効力停止」とした国は無効）

裁判中も政府は県警や機動隊、海上保安庁を動員して、市民による抗議活動を排除しながら工事を強行しています。

※ 2/3 (1)について高裁から、県と国に対して和解案が出されました！？

① 根本案：県が承認取り消しを撤回した上で、国は30年以内に新基地を返還か軍民共用か米軍と交渉。

② 暫定案：国が代執行訴訟を取り下げて工事を中止し、県と協議する。折り合わなければ、より強制力の弱い違法確認訴訟で争う。

選挙の度に問われる基地判断と市民の分断

国策である安全保障のあり方は、本来であれば全47都道府県が当事者となり負担も分担すべきですが、基地の固定化が続く沖縄では、選挙の度に市民に判断が押し付けられ、また、市民同士が分断させられています。今回の選挙でも、中央政府との関わりで市民が分断させられた事は否めません。

本来の地方自治を取り戻すための「オール沖縄」

沖縄県は基地を過重に押し付けられている中での県政を強いられ、県民の生命・財産・経済発展もその中でしか許されてきませんでした。こんな不条理を70年間も沖縄に押し付けて置いて、これからも沖縄の犠牲の上に、他府県に住む国民の安全・安心と幸福追求が成り立っていないはずがありません。

このような状況下で、県民同士で対立する事はもう終わりにしよう。政府に翻弄され保革で対立させられる事は止めよう。他府県並みに沖縄県民が安全・安心の下で幸せを求められるように党派を超えて県政の一致点を見出そうというのが「オール沖縄」です。

子や孫に希望ある平和な沖縄の未来を贈るために、一致できるところはこれまで対立してきた相手とでも一緒にやろうとの寛容さが「オール沖縄」の理念です。

本来の地方自治を取り戻すため「オール沖縄」で県政を建て直そうとしているのが、翁長知事です。

不退転の「オール沖縄会議」

沖縄は、政府と対峙してでも沖縄の未来は沖縄が切り拓くという気概に満ち溢れています。政府に立ち向かい最終的に勝利するための戦略を描ける「オール沖縄」の闘いを統一的に進めるための実行委員会の結成が求められていました。

あらゆる政党・会派、経済団体、労働団体、平和・民主団体、女性・青年団体、あるいは学者・文化人、法律家団体等を網羅し、更には各市町村に立ち上げられた“しまぐるみ会議”等広範な市民に参加結集が呼びかけられ、ついに12月14日宜野湾市に1,300人を集めて「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」の結成大会が開かれ、全県民的な結集軸の形成が図られました。

現在「オール沖縄会議」は平和・市民団体、県政与党の政党・会派、企業など計22団体が幹事会を構成していますが、今後は各市町村で発足した辺野古反対の地域組織のブロック代表者も入れて、全県的で切れ目のない運動を目指しています。